

令和8年度小国町会計年度任用職員 募集要項

1. 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは、1年度ごとに任用される非常勤の地方公務員です。
小国町では、常勤の職員より勤務時間の短いパートタイム会計年度任用職員を募集します。

2. 募集について

(1) 募集職種及び任用予定人数等

募集職種	募集人数	職務内容	報酬額 (月額)	任用の日
福祉職 (介護士)	若干名	介護業務 (交替勤務制による夜間 勤務・休日勤務等あり)	205,838 円～	令和8年 10月1日 (採用が決まっ た翌月1日)

※ 報酬額欄の金額は、「小国町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」に基づき、パートタイム会計年度任用職員（週5日勤務）の月額に換算したものです。
勤務日数、勤務時間等により報酬額を計算します。

(2) 申込書類の受付期間及び提出先

【受付期間】 募集人数に達するまで毎月 15 日〆切 ※必着

【提出先】

①持参する場合

小国町役場総務企画課行政管理担当へ直接提出してください。

土、日及び祝日は日直の職員へ提出してください。

※受付時間：8時30分～17時15分

②郵送する場合

封筒の表に「小国町会計年度任用職員任用申込書在中」と朱書きの上、簡易書留により郵送してください。（受付期間中必着）

※宛先：〒999-1363

山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町2丁目70番地
小国町役場総務企画課 行政管理担当

【その他】提出された申込書はお返しできませんので予めご了承ください。

(3) 提出する申込書類

- ①「小国町会計年度任用職員選考申込書」
- ②資格が必要な職種については免許証・資格証等

(4) 選考試験実施日時等

- 【実施日時】申込者に連絡します。
- 【場 所】小国町役場
- 【選考方法】書類選考及び面接試験

(5) 受験資格

地方公務員法第16条に定める欠格条項が適用されるため、以下に該当する方は受験できません。

- ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・小国町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者など

(6) 勤務条件等

【任用期間】

任用の日～令和9年3月31日の範囲内
※任用後1ヶ月は条件付き採用

【勤務日】

小国町一般職員に準じた勤務となります。
ただし、配属先や職種によって勤務日・週休日等は異なります。
※標準的なパートタイム会計年度任用職員
勤務日数：週5日以内（月～金）
勤務時間：1日7.5時間以内（8時30分～17時、内1時間休憩）

休日等：土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

【報酬等】

- ・報酬（時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当を含む）
- ・費用弁償（通勤、出張時に係る費用弁償を含む）
※勤務した実績に基づき、翌月21日に支払い
- ・期末手当、勤勉手当（12月に支給、それぞれ基準日に在職する者の中で、任用期間が6ヶ月以上週29時間以上の場合に支給）
※前6ヶ月の実績に基づき、12月10日に支払い

【休暇等】

休暇は小国町一般職員に準じて付与されます。

ただし、勤務時間等により年次有給休暇の日数は調整があります。

※休暇：年次有給休暇、特別休暇（夏季・忌引・病気・出産・看護等）

※休業：介護休業、育児休業

【加入する各種社会保険】

下記の条件を満たす場合は、それぞれ社会保険に加入となります。

《健康保険・介護保険》共済組合に加入 《厚生年金保険》第2号

- ・任用期間2ヶ月以上、月額8.8万円以上、週20時間以上勤務
- また、条件を満たす配偶者や子等を扶養に認定することもできます。

下記の条件を満たす場合は、労働保険に加入となります。

《雇用保険・労災保険》

- ・任用期間1ヶ月以上、週20時間以上勤務、季節的な雇用ではない

【公務災害が起きてしまった場合】

非常勤職員の公務災害補償又は労災保険（職種によって異なる）が適用

【服務等】

地方公務員法に定める以下の服務規程が適用され、分限・懲戒処分などを受ける場合がありますので、遵守をお願いします。

- ・服務の根本基準（第30条）
- ・服務の宣誓（第31条）
- ・法令及び上司の職務上の命令に従う義務（第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（第33条）

- 秘密を守る義務（第 34 条）
 - 職務に専念する義務（第 35 条）
 - 政治的行為の制限（第 36 条）
 - 争議行為等の禁止（第 37 条）
 - 営利企業等の従事制限（兼業の禁止）（第 38 条）※ 1
- （※ 1）パートタイムの者は除きますが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律の関係上、許可されない場合があります。

問合先

小国町役場 総務企画課 行政管理担当（羽田・仁科）

〒999-1363

山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目 70 番地

TEL 0238-62-2112